〔公印省略〕

４太介第５０７号

令和４年１０月２１日

市内　地域包括支援センター

居宅介護支援事業者

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院　　　　　　各位

太宰府市長　楠田　大蔵

　（介護保険課介護保険係）

要介護認定の更新申請について（通知）

　日頃から、本市の介護保険事業の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和４年１０月５日に「福岡コロナ警報」が解除されましたので、１１月１日以降の要介護認定の更新申請について、調査員による調査を実施します。

しかしながら、感染は現在も続いていることから、引き続き、被保険者本人や家族等が調査員の来訪に不安を示している場合や、施設等において調査員の訪問に制限を設けている場合で、被保険者の心身の状態に変化がない場合においては、現在の介護度のまま、有効期限を１２ヶ月延長する対応も受け付けます。

なお、１２月末に有効期間が終了する被保険者へ、ケアマネジャーからの代行申請をお願いするようお知らせしておりますので、ご対応をよろしくお願いします。

　代行申請される場合は、被保険者及び家族の意思確認を確実にされたうえで、申請をお願いします。１２ヶ月の延長を希望される場合には、申請書内に本人等の同意を得ている旨の記載をお願いします。

太宰府市　健康福祉部

介護保険課　介護保険係

〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目１番１号

電話（092）921-2121内線371・372・370

FAX（092）925-0294